

2024年日本ラリー選手権規定

2021年11月25日制	定	2023年 1月 1日制	定
2022年 1月 1日施	行	2024年 1月 1日施	行
2022年 8月31日改	正		

第1章 総 則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、2024年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。

第2条 日本ラリー選手権の区分

本選手権は次の通り区分し、それぞれに部門を設ける。

- 全日本ラリー選手権（以下「全日本選手権」という。なお、英語表記はJapanese Rally Championshipとする。）

ドライバー部門、コ・ドライバー部門

- 地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）

ドライバー部門、コ・ドライバー部門

第3条 タイトル

J A Fは、国内競技規則とその細則、ラリー競技開催規定および本規定に基づいて組織し、開催されるラリー競技会のうちから、第2条に基づき次の2タイトルを付す。

ただし、競技会終了後、選手権競技としての要件を満たさなかったと判断した場合、J A Fは当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

- 全日本選手権として申請された国内格式以上の競技会のうちから、3戦以上10戦以内を「全日本ラリー選手権競技会」として認定する。
- 各地域から地方選手権として申請された準国内格式以上の競技会のうちから3戦以上10戦以内を当該地域の「地方ラリー選手権競技会」として認定する。

第4条 選手権競技および選手権シリーズの成立

- 選手権クラスの成立

全日本選手権は、各クラス5台以上のレッキ受付台数を以て、選手権クラスとして成立する。

地方選手権は、各クラス3台以上の参加出走台数を以て、選手権クラスとして成立する。

- 選手権競技会の成立

全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、選手権競技会として成立する。

なお、全日本選手権と地方選手権が併催される場合は、全日本選手権は選手権対象全クラス合計10台以上のレッキ受付台数を以て、地方選手権は選手権対象全クラス合計10台以上の参加出走台数を以て、それぞれ選手権競技会として成立する。

- 選手権シリーズの成立

全日本選手権、地方選手権のいずれも選手権として成立した競技会数3戦以上を以て、選手権シリーズとして成立する。

第5条 適用規則

- 全日本選手権および地方選手権のラリーには、次の規則、規定が適用される。

- 1) F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則
- 2) 国内競技規則およびその細則
- 3) 本選手権規定
- 4) 競技会特別規則

2. 全日本選手権のラリーには、前項の規則、規定のほか、別に定める「全日本ラリー選手権統一規則」が適用される。

第2章 全日本選手権

第6条 競技形式および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、J A Fが特に認めた場合はこの限りではない。
2. スペシャルステージの総走行距離は50km以上設定されていること。
3. やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が30kmを超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものとする。

第7条 参加車両

1. 当該年のJ A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、6点式のF I A公認安全ベルトを装備していること。

1) R R N :
ラリーR R N車両

2) R J :
ラリーR J車両

3) R P N :
ラリーR P N車両。同一車両型式の最も古いJ A F登録年が2006年1月1日以降の車両のみ資格を有する。

4) A E :
ラリーA E車両
2. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、R R Nを除くF I A公認車両。
3. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくA S N公認または承認車両。

第8条 クラス区分

参加車両は下表の通りクラス区分される。

クラス1 (JN-1)	R R Nを除くF I A公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくA S N公認または承認車両
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2500ccを超えるR Jおよび気筒容積区別なしのR R N
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のR J、R P N
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のR J、R P N
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下のR J、R P N（AT車含む）
クラス6 (JN-6)	駆動方式を問わず、気筒容積が1800cc以下のA E

第9条 参加資格

全日本選手権競技に出場するものは、参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効なる運転免許を取得後1年以上経過していなければならない。ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。

第10条 得点基準および選手権順位の決定

1. 得点基準

1) クラス別得点

選手権として成立した各競技で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づき、第8条に定めるクラス別の順位に従って下記の表による得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

2) 得点係数

クラス別得点には、実際に行われたスペシャルステージの総距離および路面に従って以下の係数を乗じる。なお、小数点以下の得点もすべて有効とする。

スペシャルステージの距離	舗装（アスファルト、ターマック等）／積雪（氷結路面を含む）	未舗装（グラベル等）
50km～100km未満	1.0	1.2
100km以上	1.2	1.5

なお、第6条3.により選手権として成立した場合には、いずれも係数は0.8とする。

3) レグ別得点

選手権として成立した各競技における第8条に定めるクラス別の順位に従って上位3位のドライバーおよびコ・ドライバーに対し、レグ2以降に下記の表による得点を与える。

なお、当該得点には、上記2)の得点係数は乗じない。

順位	1位	2位	3位
得点	3点	2点	1点

2. 選手権順位の決定

- 選手権として成立した競技会数が8戦以上の場合は高得点順に6戦を、7戦以下の場合は高得点順に5戦を得点合計の対象とする。
- 上記1)に従って各競技者のクラス別得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別選手権順位を決定する。
JAFは、このクラス別選手権順位において第1位となったものを、クラス選手権者として認定する。
- 上記2)において、クラス別得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 上記3)によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
- 上記4)によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - 1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に全日本選手権競技に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - 上記(1)以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第11条 競技会事務局の設置

全日本選手権競技会を開催するオーガナイザーは、競技会特別規則書に記載された参加受付日から競技会終了までの間事務局を設置し、かつ担当の事務局員1名以上を常駐させなければならない。

第3章 地方選手権

第12条 競技距離および走行距離

- 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。
- スペシャルステージの総走行距離は、特別規則書で定めること。
- やむを得ない理由により競技が短縮された場合において、それまでに終了したスペシャルステージの総距離が当初の設定距離の60%を超えており、かつ競技会審査委員会が適当と認めた場合、当該競技会は選手権として成立したものととする。

第13条 参加車両

参加できる車両は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定めるRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とし、6点式以上のFIA公認安全ベルトの装備を強く推奨する。

ただし、RF車両のホイールおよびタイヤについては、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第4章第6条に従うこと。

なお、過給器付車両のエアリストリクター、RPN車両の年次制限の設定、および車両に装着するホイールのサイズについては、開催地域毎に当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーのすべての同意を得たうえで、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請し承認を得ることを条件に下記の措置を講ずることができる。

- クラス毎にエアリストリクターの装着を義務づけること、または任意とすること。

- 2. エアリストリクターの装着を義務付ける場合、そのサイズは、クラス毎に最大内径33mm（外径39mm未満）を設定すること。
- 3. RPN車両における同一車両型式の最も古いJAF登録年の年次制限を設定すること。
- 4. 当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第6条6. 1）、第4章第6条6. 1）、第5章第7条7. 1）および第6章第7条7. 1）に規定されたホイールの最大値（直径および幅）以外の最大値を設定すること。

第14条 クラス区分

- 参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。
- 1. クラス1（JN-1）を除いた全日本選手権と同クラス区分
 - 2. 開催地域別に任意に設定されるクラス区分：
次の1）～3）の要件すべてを満たすことにより、クラス区分を任意に設定することができる。ただし、1）～3）の要件のいずれかでも満たすことができない場合は、上記1. の全日本選手権と同一クラス区分とする。
 - 1）クラス区分は、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章一般規定第5条に基づき、最大6区分以内とすること。
 - 2）当該地域の地方選手権を構成するオーガナイザーすべての同意を得ること。
 - 3）上記1）および2）について、当該年の前年の11月15日までにJAFに申請すること。

第15条 参加資格

- 1. 地方選手権の地域区分は、下記の5地区に分割する。
 - JAF北海道ラリー選手権：北海道
 - JAF東日本ラリー選手権：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - JAF中部・近畿ラリー選手権：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山
 - JAF中四国ラリー選手権：岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛
 - JAF九州ラリー選手権：福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
- 2. 各地方選手権は原則として、上記に区分された当該地区内にすべての行程が設定されなければならない。

第16条 得点基準および選手権順位の決定

- 1. 得点基準
選手権として成立した各競技会で完走したドライバーおよびコ・ドライバーに対し、競技結果成績により、第13条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点

- 2. 選手権順位の決定
 - 1）選手権として成立した競技会が7戦以上の場合は高得点順に6戦を、6戦以下の場合は全戦を得点合計の対象とする。
 - 2）上記1）に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFは、この選手権順位において第1位となったものを、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。
 - 3）上記2）において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
 - 4）上記3）によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得たすべての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を決定する。
 - 5）上記4）によっても順位が決まらない場合は、下記の通りとする。
 - （1）1位が複数存在する場合は、上位得点を獲得した競技会の各クラスにおける出走台数の多い順、次に当該年に当該クラスの地方選手権競技会に出場した回数の多い順に順位を決定する。
 - （2）上記（1）以外の場合は、同順位として認定する。ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

第4章 一般規定

第17条 ブリーフィング

ブリーフィングが実施される場合には、すべてのクルーおよび競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

ただし、ブリーフィングの実施の有無に関わらず、オーガナイザーはすべてのクルーおよび競技参加者に対する指示事項（ブリーフィング資料）を公式通知にて第1回審査委員会終了後直ちに発行するものとする。なお、当該指示事項に追加／変更を生じた場合には、当該競技会審査委員会の承認のもと再度、公式通知にて発表する。

第18条 保険

1. オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定第6条に定める措置を講じること。
2. オーガナイザーは上記1. の保険に加え、当該競技会の参加者に対して傷害保険を付保すること。ただし、参加者自身が傷害保険（または共済等）に加入しており、かつその事実が書面等の確実な手段によって証明される場合はこの限りではない。

第19条 参加申し込み者に対する参加拒否

オーガナイザーは国内競技規則により、参加者に対して理由を示すことなく参加を拒否することができるが、この場合3日以内に当該理由を付してJ A Fに報告しなければならない。

第20条 選手権競技の延期、中止、非開催

1. オーガナイザーは、選手権競技会の延期、または開催不能の場合、その開催予定日の2ヵ月前までに、J A Fにその理由を付して届け出を行い承認を受けたうえ、必要な公示を行わなければならない。
2. 正当な理由なく、認定された選手権競技会を延期もしくは中止した場合、または当該競技会を開催しなかった場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

またJ A Fは、組織許可申請以前の開催中止であっても、規則違反とみなし、罰則を適用することがある。

第21条 競技規則違反

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。
2. オーガナイザーに規則違反または著しい競技運営の不備があったとJ A Fが判断した場合、そのオーガナイザーに対しては、翌年の選手権競技の開催を認めない。

第22条 オブザーバーの派遣

1. J A Fは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じてオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。
2. オブザーバーの任務、権限、責任は以下の通りとする

1) 任務

- (1) 日本選手権競技会の運営状況の確認。
- (2) 観衆（観客）導入計画会場の査察。
- (3) オブザーバーレポート／査察レポートの作成。

2) 権限

- (1) 日本ラリー選手権規定第21条に基づく、競技会運営状況を確認する権限。
- (2) 競技会競技役員を補佐する権限。
- (3) 選手権適用規則の遵守性を確認する権限。
- (4) 競技会審査委員会に出席し、自らの判断による意見を述べる権限を有するが、投票の権利は有さない。
- (5) 競技会に関するすべての報告書を作成する権限。

3) 責任

オブザーバーは、J A Fに対して責任を負うものであり、競技会の組織または競技執行に対して責任を負うものではない。

3. 翌年に新たな全日本選手権競技会（申請時点で当該年の全日本選手権カレンダーに登録されていない競技会）の開催を計画しているオーガナイザーは、カレンダー申請前に候補競技会（原則として地方選手権競技会であること）の運営状況についてオブザーバーによる確認を受けていなければならない。
4. 過去3年以内（3年前の年の1月1日から本選手権カレンダー登録申請締切日までの間）に全日本選手権競技会を開催した実績のあるオーガナイザーは、上記2. は適用されない。

第5章 規則の施行

第23条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本選手権規定を適用できない場合は、J A Fにおいて、その処置を決定する。

第24条 本規定の施行

本規定は、2024年1月1日から施行する。

以上